

議案第74号

松阪市観光情報センター条例の一部改正について

松阪市観光情報センター条例（平成17年松阪市条例第173号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市観光情報センター条例の一部を改正する条例

松阪市観光情報センター条例（平成17年松阪市条例第173号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松阪駅観光情報センター条例

第1条及び第2条中「松阪市観光情報センター」を「松阪駅観光情報センター」に改める。

附 則

この条例は、豪商のまち松阪観光情報センター条例（平成30年松阪市条例第●号）の施行の日から施行する。